

令和7年度 湯之谷地域 大湯温泉一湯之谷小学校間バス運行管理業務委託仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）及び本仕様書に従い実施するものとする。

(運行管理業務)

第1条 発注者は、次に掲げる運行管理業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(1) 業務名 大湯温泉一湯之谷小学校間バス運行管理業務委託

(2) 業務の範囲

- ① 湯之谷地域の大湯温泉から大沢の児童生徒の通学バスの運行
- ② ①のほか、湯之谷小学校に通う清水上地区、上ノ原地区の児童の通学バスの運行
- ③ 管理車両の運行計画の企画、立案、確認
- ④ 管理車両の日常点検整備
- ⑤ 管理車両の運転及びこれに付帯する業務（運転日誌の記録を含む）
- ⑥ 管理車両運行時の事故処理全般（補償を含む）
- ⑦ 提出する帳票類の印刷業務全般
- ⑧ その他前各号に付帯する事項

(3) 管理車両

受注者の所有する運転手を除き乗車人数43人以上が乗車できる中型バス1台とする。ただし、この車両が点検その他の事由により使用できないときは、同等の車両を以って運行する。

(4) 運行経路 路線図のとおり

(委託期間)

第2条 業務の委託期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(稼働日及び運行時間)

第3条 通学バスの稼働日数は、休日・休校日を除いた年間220日程度とし、1日の運行回数は、特別な場合を除き1台あたり登校時1便、下校時1便とする。運行時間は、学校の授業計画に基づき、発注者が運行計画を作成し、毎月受注者へ提出し、運行可否の確認を依頼するものとする。
2 バス停の増減・位置の変更、発車時刻の変更等、運行時間の変更を伴わない軽微な変更については、発注者・受注者で協議して定めるものとする。

(委託料)

第4条 業務の委託料の額は、「貸切バス事業者と旅行事業者等の間で締結する年間契約の取り扱い（平成26年3月31日付け国自旅第628号）」により算定した額とする。

2 発注者の指示により運行便を増便し、年間契約の算出基礎となる走行時間及び走行距離を越えた場合の運行については、年度末に1日ごとに時間運賃及びキロ運賃を基に別途精算を行うものとする。

(委託料の支払)

第5条 受注者は月の初日からその月の月末までを単位として、委託料の請求書、運行記録総括表を添えて翌月10日までに発注者に提出するものとする。

2 月払いとし、契約金額を12月で除した額を1月分として、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。端数が生じた場合は最後の月に加算する。

(事故防止対策)

第6条 受注者は、本業務の実施にあたり、安全運行に努めるとともに次に掲げる事故防止対策を実施するものとする。

(1) 事故防止対策等に関する書類を発注者に提出すること。

(2) 発注者が開催する事故防止連絡調整会議に出席すること。

【7学ス第4号】

(3) 発注者が行う事故防止対策の実施状況調査に応対すること。

(注意及び報告)

第7条 運転業務において、万一事故が発生した場合は、直ちにその旨を関係機関及び発注者に連絡し、速やかに事故処理を行う。併せて損傷個所がわかる写真を添付した事故報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。また、ドライブレコーダー搭載の車両にあっては事故発生時の映像データを提出しなければならない。

(損害の負担)

第8条 業務の遂行に関し、運行管理業務者の責に帰する事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は、損害賠償の責めを負うほか、受注者の責任において一切の解決をしなければならない。

2 業務の遂行に関し、発注者の責に帰することが出来ない事由により、受注者又は受注者の管理者等が被った損害は受注者が負担するものとし、発注者は一切の責任を負わない。

(運行計画の変更)

第9条 発注者が予め提示した運行計画について、運行管理業務者において、運行計画が不適当と認める場合には、協議のうえ当該計画の変更を行うことができる。

(勧告処分・契約解除)

第10条 受注者が次の各号に該当する場合は、勧告や処分又は契約解除することができる。

- (1) 受注者が報告の遅延等を含み、この契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (2) 受注者が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 前各号のほか、この契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反したとき。

(置き去り防止安全装置の設置)

第11条 バス置き去り防止装置（以下「安全装置」という。）について、発注者が所有する安全装置を下記の通り受注者が送迎に使用するバスに設置する。

(1) 対象とする安全装置は次のものである。

- ①安全装置（型式 株アルネット AZ426C）
- ②安全装置に係る付属品一式

(2) 設置する期間

バス運行管理業務委託契約の期間とする。ただし、運行委託契約の途中で契約解除する場合はそれまでの期間とする。

(3) 費用負担

①安全装置の購入、取付及び契約期間満了による取り外しについての費用は発注者が負担するものとする。ただし、受注者が起因する事項により年度途中で運行委託契約を解除すること、又は受注者が運行するバスを変更する場合は安全装置の設置・取り外しの費用は受注者の負担とする。

②安全装置の修理費について、受注者が与えた損害により故障した場合は受注者の負担により修理を行うこと。

③経年劣化または安全装置のシステム障害等による故障の場合は発注者が負担するものとする。

(その他)

第12条 契約書及びこの業務委託仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。

7学年第4号 湯之谷地域 大湯温泉－湯之谷小学校バス運行時刻表

※登下校の時間は学校の計画による変動あり。

○登校

| バス停 | 時刻 |
|---------|------|
| 大湯東 | 7:21 |
| 栃尾又 | 7:25 |
| 大湯温泉 | 7:29 |
| 湯中居 | 7:31 |
| 下折立 | 7:34 |
| 中村 | 7:36 |
| 宇津野 | 7:39 |
| 湯之谷芋川 | 7:42 |
| 上葎沢 | 7:44 |
| 葎沢公民館 | 7:47 |
| 湯之谷庁舎前 | 7:50 |
| 大沢北バス停 | 7:54 |
| 大沢下口バス停 | 7:57 |
| 湯之谷小学校 | 8:00 |

○下校

概ね15時00分、16時00分に学校発

※1 概ね、大湯東～大沢の児童の登下校。必要な際には定員の範囲内で清水上、上ノ原の下記バス停及び湯之谷中学校(生徒乗車)も経由するものとする。

| バス停 |
|--------------|
| 3番町バス停(清水上) |
| 小出上町バス停(上ノ原) |
| 営業所前バス停(上ノ原) |
| 上ノ原バス停 |

○所要見込み時間

※1を含め、1日の実拘束時間を3時間とする。

7学次第4号: 大湯温泉一湯之谷小学校間運行経路 ≈1/50,000

